

第12章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

- 1 水防管理団体は、その管理区域の水防に関する費用を負担するものとする（法第41条）。
ただし、次に掲げる場合においては水防管理団体相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんする。
 - (1) 法第23条の規定による応援のための費用
 - (2) 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けたときに、当該水防により著しく利益を受けた市町村が法第42条の規定により負担すべき当該水防に要する費用の一部
- 2 都道府県は、法第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる（法第44条）。
- 3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする（法第43条の2）。

第2節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において次に掲げる公用負担の権限を行使することができる（法第28条）。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - (3) 車両その他の運搬用機器の使用
 - (4) 排水用機器の使用
 - (5) 工作物その他の障害物の処分また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)～(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつてはその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、水防管理者から交付される公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。
- 3 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから使用するものとする。

公用負担命令権限証

(職氏名)

上の者に _____ の区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

年号 年 月 日

公 用 負 担 命 令 書

第 号

目 的 物

種 類

数 量

負 担 内 容

使 用

収 用

処 分

年 号 年 月 日

〇〇市町村長
事務取扱者（職氏名）

印
印

殿

----- 切り取り線 -----

受 領 書

第 号公用負担命令書

上記受領しました。

年 号 年 月 日

（職氏名）

印

殿

第13章 公務災害補償等

非常勤消防団員，水防団長若しくは水防団員又は法第24条による水防従事者が，水防作業に従事したことにより災害を被ったときは，水防管理団体の条例等で定めるところにより，損害を補償しなければならない（消防組織法第24条，法第6条の2，第45条）。

第14章 水防活動実施状況報告

- 1 水防活動が終結したときは、水防管理者は、その状況を水防活動実施報告書により水防活動終了後10日以内に所轄土木事務所を経由して知事に報告するとともに、知事は当該水防管理者からの報告について国（東北地方整備局）に報告するものとする。
- 2 土木事務所長は、上記報告書を受領したときは、その実施状況を調査し、知事に報告する。また、水防功労表彰の必要があるときは、実情を調査し、功労順位及び意見を添えて知事に報告するものとする。

水防活動報告書様式（例）

水防活動実施報告書

年号 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位		m		雨 量		mm		
水防実施箇所	川 左岸		地先		右岸		地先		
日時	自	月	日	時	至	月	日	時	
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所		m		工 法				
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
						状 況			
水防活動に関する自己批判									
備 考									

（注）水防を行った箇所ごとに作成すること。

**平成29年台風第〇号における水防活動
（〇〇県〇〇市消防団・平成29年8月〇日～〇日）**

〇概要

〇〇市消防団は、平成29年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輸工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第15章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第1節 水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは、これを変更しなければならない（法第33条第1項）。
- 2 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会又は市町村防災会議に諮らなければならない（法第33条第2項）。
- 3 指定水防管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するように努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない（法第33条第3項）。
- 4 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない（法第33条第4項）。
- 5 非指定水防管理団体の水防管理者は、上記に準じ、努めて水防計画を策定し、所轄土木事務所長に報告するものとする。

第2節 水防訓練

- 1 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない（法第32条の2第1項）。
- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。（法第32条の2第2項）
- 3 沿岸部の水防管理団体にあつては、津波の来襲に備え、水防団の活動単位ごとに、参集時間、出動時間、安全な場所への退避時間等を把握し、活動可能時間を検証するための訓練も実施することが求められる。

第3節 津波避難訓練

津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない（法第32条の3）。

宮城県水防協議会委員・幹事等名簿

令和3年5月24日現在

役職名	現職名	氏名
会長	宮城県知事	村井嘉浩
委員	東北地方整備局河川部長	國友優
〃	仙台管区气象台気象防災部長	鎌田浩嗣
〃	東北運輸局総務部長	遠嶋孝則
〃	陸上自衛隊第22即応機動連隊長	石井伸幸
〃	日本放送協会仙台放送局放送部長	松本賢一
〃	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社設備部長	永井康裕
〃	東日本電信電話株式会社宮城事業部宮城支店設備部長	氏家匠七
〃	阿武隈川下流左岸水害予防組合組合長	菊地啓夫
〃	公益財団法人宮城県消防協会会長	大村昇
〃	社会福祉法人萩の里理事長	阿部仁美
〃	大和町消防団副分団長	蜂谷澄江
〃	宮城県警察本部長	千野啓太郎
〃	宮城県復興・危機管理部長	佐藤達哉
〃	〃 保健福祉部長	伊藤哲也
〃	〃 土木部長	佐藤達也
幹事	東北地方整備局河川部水災害予報センター長	齊藤正道
〃	〃 仙台河川国道事務所副所長	平舘淳一
〃	〃 北上川下流河川事務所副所長	高田浩穂
〃	仙台管区气象台気象防災部予報課長	永山隆治

幹 事	陸上自衛隊第2 2 即応機動連隊第3 科長	咲 間 純 一
〃	陸上自衛隊第2 施設団本部第3 科長	石 川 仁
〃	東日本電信電話株式会社設備部災害対策室長	佐 藤 勇 悦
〃	宮城県警察本部警備部警備課管理官兼災害対策室長	北 浦 智 之
〃	宮城県復興・危機管理部復興・危機管理総務課長	佐 藤 芳 明
〃	宮城県保健福祉部参事兼保健福祉総務課長	鹿 野 浩
〃	〃 土木部技監兼副部長（技術担当）	菅 野 洋 一
〃	〃 〃 道路課長	齋 藤 和 城
〃	〃 〃 防災砂防課長	後 藤 孝 二
〃	〃 〃 参事兼河川課長	舩 谷 成 幸
書 記	〃 〃 河川課総合治水対策専門監	鈴 木 善 友
〃	〃 〃 河川課副参事兼総括課長補佐	熊 谷 圭 太
〃	〃 〃 〃 技術副参事兼総括課長補佐	細 川 辰 典
〃	〃 〃 〃 総括技術補佐	齋 藤 秀 一
〃	〃 主幹（調整班長）	織 野 輝 彦
〃	〃 技術補佐（企画調査班長）	塚 原 武 士
〃	〃 技術補佐（河川整備班長）	松 村 心
〃	〃 技術補佐（海岸整備班長）	東海林 宏 幸
〃	〃 技術主幹（ダム整備班長）	佐 藤 誠
〃	〃 主幹（水政班長）	高 橋 秀 幸
〃	〃 主査	舘 崎 晴 絵
〃	〃 主事	小 松 基 之
〃	〃 主事	助 川 広 樹